

改正派遣法に基づくマージン率の公開について

労働者派遣法改正法第 23 条第 5 項に基づき、令和 7 年度における情報提供を下記の通り公開いたします。

1. 令和 8 年 6 月 1 日付け派遣労働者数
81 人
2. 令和 7 年度派遣先事業所数
8 事業所
3. 令和 7 年度労働者派遣に関する料金の額の平均額
29,674 円(1 日 8 時間当たりの全業務平均)
4. 令和 7 年度派遣労働者の賃金の額の平均額
18,487 円(1 日 8 時間当たりの全業務平均)
5. 令和 7 年度マージン率平均※
37.7%

※マージン率には、会社の負担する社会保険料（健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険）、事業運営費（スタッフ及び営業担当者の人件費、営業活動諸費用、オフィス賃貸料）、福利厚生費、研修費等が含まれています。

6. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

【訓練内容】

- ・新規採用時教育（情報セキュリティ教育、安全衛生に関する教育他）
- ・各種スキルアップ教育（Server、Network、Hardware 等、業務に必要なスキル教育）
- ・定期教育（情報セキュリティ教育、ビジネスマナー教育他）

【キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先】

- ・本社総務部 052-443-2111

7. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

愛知県情報サービス産業健康保険組合加入（社会保険加入対象者）

8. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ・労使協定を締結している（協定書の有効期間終期令和 9 年 3 月 31 日）
- ・協定労働者の範囲（カスタマエンジニア/システムエンジニア/事務職員で派遣先業務に従事する者）

以 上